

久米島町キャッシュレスポイント還元事業業務仕様書

1 目的

本事業は、町内の取扱店舗等においてキャッシュレス決済による支払いをした方に対し、決済金額の一部をポイント等還元するキャンペーンを実施することにより、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、コロナ禍における原油価格や物価の高騰により大きな影響を受けている町民や町内事業者を支援し、地域経済の活性化を図るとともに、町内事業者・消費者双方におけるキャッシュレス決済を普及・非接触型の「新しい生活様式」への対応促進を図る。

2 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月28日（火）まで

3 事業費上限額

「本事業」金 17,125,000 円

ただし、ポイント還元原資については、金15,170,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限とする。

※事務費は、事業費上限額からポイント還元原資を除いた額の範囲内とし、還元手数料及び販促費、本業務に係る一切の費用を含む。町は契約金額以外の費用を負担しない。

4 事業概要

町内の決済対象店舗において、商品・サービス等をQRコード決済により購入・利用した方に、予算の範囲内で、決済額の30%分のポイントを付与する事業を実施する。

当該事業の実施にあたり、ポイント付与に活用するQRコード決済サービスを実施する事業者（以下「受託者」という。）へ直接委託することとする。

対象店舗の選定、事業者及び利用者に対する広報並びに、ポイント付与の対象期間中に対象店舗を利用した利用者へのポイント付与、事業実績報告等を行う。

受託者は、国内にユーザー数5千万人以上有し、町内での消費喚起が広く行われるよう町内取扱店舗数100者以上ある事業者とする。

【キャンペーン実施期間】

令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）まで

※ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、期間を変更する可能性がある。

【ポイント還元率】

決済額の30%とする。ただし、1決済あたりの付与上限額は3,000円とし、ま

た、期間中の付与上限は1対象決済事業者あたり15,000円とする。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、還元率、付与上限額等を変更する場合がある。

【対象店舗】

下記5(1)①において選定された店舗（以下、「対象店舗」という。）とする。

5 業務内容

(1) 対象店舗の選定にかかる業務

①以下の条件を全て満たす店舗（ECサイトを除く。）を対象店舗として選定すること。

(ア) 町内で物品、飲食、サービス等を消費者に提供する店舗であること。

ただし、商品券・たばこ・ビール等換金性の高いもの、行政サービス利用料・公共料金・税金・水道料金についてはポイント対象外とする。

(イ) 受託者の決済手段を導入していること。

(ウ) 上記(ア)、(イ)のうち、下記の業務を取り扱う事業者は対象外店舗とする。

- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・土地・建物購入、家賃・地代・駐車上等の不動産に関わる支払い
- ・保険適用施設（病院、医院、介護施設）
- ・インターネット販売等、実店舗外での決済
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律、第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものに関する支払い
- ・宗教、政治団体
- ・その他町が別途指定する店舗

②必要に応じて、対象店舗の除外及び追加を町と協議の上行うこと。

③対象店舗リストを作成するにあたり、対象業種であるか等、疑義が生じた場合は、店舗への架電、店舗のホームページ又は実地調査等により確認を行うこと。

④対象店舗に対して、次に掲げる事項について架電による確認を行い、選定を行うこと。

(ア) キャンペーンへの参加の意志を有すること

(イ) 5(1)①に定める対象店舗であること

⑤QRコード決済の新規導入を促すべく、対象店舗の開拓を積極的に行うとともに、希望する店舗が可能な限り短時間でキャンペーンに参加できるよう対応すること。また、対象店舗への本キャンペーンを活用しての店舗独自の消費喚起への取組を促進すること。

⑥対象店舗リストを作成し、町に提出すること。なお、リストの公表については、町と協議の上決定するものとし、必ずしも公開する必要はないものとする。

(2) 決済及びポイント還元にかかる業務

①期間中に対象店舗において、対象となるQRコード決済を行った消費者に対し、決済額の30%分のポイントを還元する。

②ポイントの付与状況の進捗管理を行い、1週間に1回程度又は町が求める場合に付与状況の報告を行うこと。

(3) 事業の広報業務

①町と協力の上、町の広報媒体を活用し事業者及び利用者に向けた効果的な広報を行い、広くキャンペーンの周知を図ること。

②チラシ等の作成、更新など告知にあたっては町と協議の上、行うこと。

③チラシやポスター等の広報物を下記の内容で作成し、対象店舗用広報物については対象店舗へ配布と広告掲出依頼をすること。

(ア) デザインに関すること

・キャンペーンの内容が明瞭に分かり、町が独自で行う施策であることが伝わるデザインを取り入れること。

・各広報物の図案は統一性を保つこと。

(イ) 作成物に関すること

品名仕様

《対象店舗用広報物》

① A4ポスター片面フルカラー 対象店舗用

② A3ポスター片面フルカラー 町内掲示用

③ ステッカー片面フルカラー 対象店舗用

6 事業実績報告業務

キャンペーン実施期間終了後、下記の内容が確認できる資料を添付した事業実績報告書をもって本町へ報告すること。提供された情報は検査及び市場動向の把握のために用いるものとする。

①ポイント付与総額

②キャンペーン実施前、実施期間中の対象店舗における決済総額

③キャンペーン実施期間中のユーザー別または店舗別の決済額及びポイント付与額
(ただし、ユーザー別決済額及びポイント付与額は個人が特定されない様式とすること)

④業種別ポイント付与総額

⑤キャンペーン実施前、実施期間中の業種別決済総額

⑥加盟店舗数の増減

⑦アンケート調査などによる期間中の経済波及効果に関する効果検証を行うこと。

7 委託料の支払

業務完了後、町の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、受託者は、町が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、

業務完了前に事業実施に必要な額を請求できる。

8 成果物

本業務の成果物については、紙媒体及びデータ（Word,Excel,PowerPoint,PDF 等）により提出すること。

成果品提出後に不備等が発見された場合は、受託者の責任において訂正すること。

9 その他留意事項

（１）本仕様書に疑義がある場合は町の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、町と受託者が協議の上決定する。

（２）町又は受託者からの申出により、この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、町と受託者が協議の上、仕様書の内容等を一部変更可能とする。

（３）受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、町と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。

（４）受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

（５）受託者は業務の必要上、提供をうけた資料等について、第三者に漏れることのないよう、厳重な注意をもって安全に保管すること。

（６）受託者は、事故または災害が発生した場合は、速やかに町に報告し、町の指示に従うこと。

（７）受託者は業務の遂行上において知り得た事項については、委託業務終了後、確実かつ速やかに破棄し、消去すること。

（８）受託者は包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に町と協議を行うこと。

（９）受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。